

外国規格無線機に関する冬期間の取組

— 混信妨害の未然防止のために —

 総務省 北海道総合通信局



§ 外国規格無線機に関する冬期間の取組（ニセコ地区）

1 ニセコ地区における周知啓発と移動監視（平成21年12月1日～平成22年3月31日）

ニセコ地区はアジアの中で手軽にスキーができる場所の一つとして、アジア各国・地域及びオーストラリアなどから年間約6万人の旅行者（宿泊延数は約18万人）が訪れ、仲間同士の連絡手段の一つとして外国規格無線機（日本国内では使用が認められていない）が使用されている事例があります。

このため、ニセコ地区において外国規格無線機に関する周知啓発と移動監視を行っています。

（1）周知啓発

1 ポスター・リーフレット等の配布枚数（平成20～21年度）

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) ポスター（B2版） | 498枚 |
| (2) ミニポスター（A4版） | 3,669枚 |
| (3) 三折リーフレット（UHF-CB） | 13,181枚 |
| (4) 三折リーフレット（5カ国語） | 18,531枚 |

2 訪問先・配布先等（訪問先244ヶ所、郵送32ヶ所）（平成20～21年度）

- (1) オーストラリア大使館、札幌領事館
- (2) 札幌入国管理局、千歳苫小牧出張所、小樽港出張所、新千歳空港
- (3) 後志支庁、倶知安町、ニセコ町
- (4) ニセコアンヌプリ国際スキー場、ニセコビレッジスキーリゾート、ニセコグラン・ヒラフ ひらふエリア、ニセコグラン・ヒラフ 花園エリア
- (5) 郵便局、北洋銀行、ホテル、観光関係団体
- (6) JR倶知安駅、JRニセコ駅、JRひらふ駅、ニセコバス本社、道南バス倶知安営業所
- (7) コンビニ、飲食店、スキーレンタル、レンタカー、ペンション、ロッジなど
- (8) オーストラリア国内の旅行代理店（32ヶ所に郵送）

3 その他の周知広報

- (1) 屋外広告
ニセコビレッジスキーリゾートのゴンドラ乗場
- (2) バスステッカー広告
ニセコバスの側面にUHF-CBのポスターを図案化したものを掲示 15台（千歳～ニセコ路線3台を含む）
 - ①縦500mm×横2800mm 6台
 - ②縦500mm×横1200mm 9台

§ 外国規格無線機に関する冬期間の取組（ニセコ地区）

(3) ニセコ情報

当局のホームページに、ポスターの掲示、リーフレットの配布について、オーストラリア人（アドワーズ広告から）及び倶知安・ニセコ等の協力いただける方（配付資料にURL記載）向けにUHF-CBに関する情報を掲載（英語、日本語表記）。

北海道新聞のUHF-CBに関する新聞記事を掲載。

(4) スキー場アナウンス

ニセコアンヌプリ国際スキー場、ニセコビレッジスキーリゾート、ニセコグラン・ヒラフ ひらふエリア、ニセコグラン・ヒラフ 花園エリアの4スキー場において、日本語、英語、台湾語、広東語、韓国語によるアナウンスを1日3回（10時、13時、15時頃）行い、外国規格無線機の使用禁止を周知。

期間は平成21年12月1日から平成22年3月30日まで。

(5) 外国人向けフリーペーパー

「3W NISEKO」への掲載。

(6) アドワーズ広告（平成20年度実施）

Googleオーストラリア版で、“niseko”または“hirafu”で検索すると、hokkaido-btがアドワーズ広告として表示され、これをクリックすると当局のニセコ情報のページが表示される（英語・日本語表記）。

(2) 移動監視

平成21年12月1日から平成22年3月31日まで、現地において移動監視を実施。

§ 外国規格無線機に関する冬期間の周知啓発（ニセコ地区①）



ポスター(B2)



ミニポスター(A4)



三折リーフレット(UHF-CB)(A4)

§ お願いする内容

1. ポスターの掲示
2. リーフレットの配布
3. 北海道総合通信局の英語ページへのリンク

The use of Australian UHF-CB and New Zealand PRS is strictly prohibited in Japan.

The use of foreign standard radio device is strictly prohibited in Japan.

【お問い合わせ先】 Inquiry place

北海道総合通信局
Hokkaido Bureau of Telecommunications
〒060-8795 札幌市北区北条町7丁目-1 札幌第一合同庁舎12F
Support National Government Building No.1 12F
1-1 Kitahoku Nishi Kitahoku Support-city Hokkaido 060-0926 JAPAN
TEL: 011-737-0000 FAX: 011-737-5541
E-mail: hankyo@hach.hokkaido-idc.soumu.go.jp



ポスター(印刷) (A4サイズ)
Poster (A4 size)



三折リーフレット (印刷) (A4サイズ)
Tri-fold leaflet (A4 size)

協力依頼 (A4)



三折リーフレット(5カ国語)(A4)



リーフレットの配布(街の駅)

§ 外国規格無線機に関する冬期間の周知啓発（ニセコ地区②）



ポスターの掲示(セイコーマート・ヒラフ店)



ポスターの掲示(安全センター)



ポスターの掲示(ニセコビレッジ・売店)



ポスターの掲示(ニセコアンヌプリゴンドラ乗り場)

§ 外国規格無線機に関する冬期間の周知啓発（ニセコ地区③）



屋外広告(ニセコビレッジ)



バスステッカー広告(ニセコバス)

§ 外国規格無線機に関する冬期間の周知啓発（ニセコ地区④）

北海道総合通信局
Hokkaido Bureau of Telecommunications

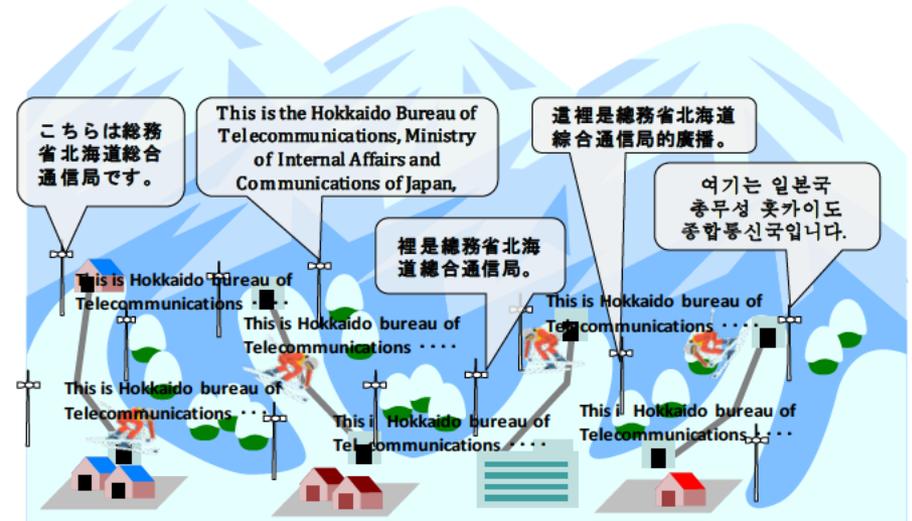
総務省 NCC
The use of Australian UHF-CB and New Zealand PRS is prohibited.

Strictly prohibited in Japan

The use of Australian UHF-CB and New Zealand PRS is strictly prohibited in Japan.

The frequencies used by UHF-CB and PRS are used for television broadcasting in Japan. The use of such devices causes a range of problems related to television reception.

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/niseko.htm>



スキー場アナウンス(イメージ図)

ニセコ情報(Niseko Information)

3W Niseko

Where to go? Where to stay? What to do? eat? buy?

2010 Winter & Summer a special number on the Japanese style

Niseko Holiday Guide

Messages from visitors love Niseko
<http://www.niseko.gr.jp/eigo.html>

Warning

The use of Australian UHF-CB and New Zealand PRS is prohibited.

Strictly prohibited in Japan

Reason for prohibition:

The frequencies used by UHF-CB and PRS are used for television broadcasting in Japan. The use of such devices causes a range of problems related to television reception.

Any person interfering with important administrative radio communications shall be liable to penal servitude for a period not exceeding five years or to a fine not exceeding 2.5 million yen. Attempted offenses are also subject to punishment.

Hokkaido Bureau of Telecommunications
Ministry of Internal Affairs and Communications of Japan
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/niseko.htm>

Google

Googolオーストラリア版'niseko'と入力

Results 1 - 16 of about 254,000 for niseko (0.18 second)

Hokkaido BT
The use of Australian UHF-CB and NZ PRS is strictly prohibited in Japan
<http://www.hokkaido-bt.go.jp/eng/>

§ 外国規格無線機に関する冬期間の周知啓発と移動監視（ニセコ地区）



ニセコ地区での周知啓発と移動監視



ニセコ地区での周知啓発と移動監視



ニセコ地区での周知啓発と移動監視



ニセコ地区での周知啓発と移動監視

§ 外国規格無線機に関する冬期間の取組（さっぽろ雪まつり）

2 「さっぽろ雪まつり」における周知啓発と固定・移動監視（平成22年2月1日～平成22年2月12日）

「さっぽろ雪まつり」は昭和25年に第1回が開催されて以来、年々盛んになり現在では雪氷像の基数は約270基程度と数も多く、雪氷像の規模も年々大規模になっている。国内はもとより海外からも多数のツアー観光客が訪れており、現在では215万人以上の観光客が訪れる北海道最大のイベントとなっています。

「さっぽろ雪まつり」には、アジア各国・地域などから多数が訪れ、家族や仲間の連絡手段の一つとして外国規格無線機が使用されている事例があります。

このため、札幌市内において外国規格無線機に関する周知啓発と固定・移動監視を行いました。

(1) 周知啓発

(1) ポスターの掲示（地下鉄車両・額面広告）

2月5日（金）から2月11日（木）まで、札幌市営地下鉄（南北線、東西線、東豊線の378両）に額面広告を掲出。

(2) ポスターの掲示

2月5日（金）から2月11日（木）まで、札幌市営地下鉄駅構内フリーボード12駅19カ所（麻生2カ所、北24条2カ所、北12条1カ所、さっぽろ2カ所、中島公園2カ所、琴似1カ所、西11丁目1カ所、東札幌1カ所、白石1カ所、新札幌2カ所、栄町3カ所、豊水すすきの1カ所）

(3) デジタルサイネージ

2月1日（月）から2月14日（日）まで、JR札幌駅構内の観光案内所に設置されたデジタルサイネージにポスターを表示。

(4) 電飾広告

2月1日（月）から2月28日（日）まで、JR新千歳空港駅・ANA・国際線コンコースに掲出。

(2) 固定・移動監視

平成22年2月1日から平成22年2月12日まで、固定・移動監視を実施。



FRS(日本人所有)

§ 外国規格無線機に関する冬期間の周知啓発（さっぽろ雪まつり）



ポスターの掲示(地下鉄車両・額面広告)



ポスターの掲示(地下鉄札幌駅・構内フリーボード)



デジタルサイネージ(JR札幌駅・観光案内所)



電飾広告(JR新千歳空港駅・ANA・国際線コンコース)

§ 参考

■「外国規格無線機」とは？

日本国以外の国で定めた規格の無線機のこと、海外で製造された日本国内の規格の無線機は含まない。今日のグローバル化等に伴い、外国規格無線機が日本国内に持ち込まれ、問題になりつつある。

【日本国内で使用が確認されている主な外国規格無線機】

- ・FRS(Family Radio Service)／GMRS(General Mobile Radio Service)
主としてアメリカ・カナダで使用されている。
- ・UHF-CB(Ultra High Frequency - Citizen Band)／ PRS(Personal Radio Service)
オーストラリアやニュージーランドで使用されている。
- ・448MHz FRS
韓国で使用されている。
- ・低功率無線
台湾で使用されている。
- ・Public Channels in 409MHz(中国・マカオ)、Short Range Portable Radios(香港)
中国やマカオ、香港で使用されている。



■UHF-CB/PRSによる地上デジタルテレビジョン放送への障害(イメージ図)

